



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 2 5 6 号 令和 2 年 1 0 月 3 0 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
6 5 2	令和 2 年度自衛官候補生の募集期間，採用試験の試験期日，試験場等を告示する件	とくしまゼロ作戦課
6 5 3	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
6 5 4	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
6 5 5	鳥獣保護区の存続期間を更新した件	鳥獣対策・ふるさと創造課
6 5 6	特定猟具使用禁止区域を指定する件	同
6 5 7	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
6 5 8	土地改良区の定款の変更を認可した件	同
6 5 9	保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けた件	農林水産基盤整備局 森林整備課
6 6 0	同	同
6 6 1	同	同
6 6 2	道路の区域を変更する件	道路整備課
6 6 3	同	同
6 6 4	同	同
6 6 5	同	同

【告示】

番 号	表	題	担当課名
6 6 6	同		同

【選挙管理委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
6 2		政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
6 3		政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	
6 4		徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示	
6 5		徳島県公職選挙事務処理規程の一部を改正する告示	

徳島県告示第六百五十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八十条の規定により、令和二年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和二年十月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第五回	令和二年十月三十日（金曜日）まで	令和二年十一月六日（金曜日）	筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定
第六回	令和二年十二月四日（金曜日）まで	令和二年十二月十一日（金曜日）	同

備考 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二 試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名称	位置
第五回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八
第六回	同	同

三 応募資格

日本国籍を有し、令和二年十一月一日又は令和三年三月一日若しくは四月一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（ただし、三十二歳の者は、採用予定月の初日から起算して三月を経過する日の属する月の翌月の末日現在において三十三歳に達していないこと）で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他

四 の団体を結成し、又はこれに加入した者
採用予定月

五 令和二年十一月又は令和三年三月若しくは四月
志願票の受領及び提出先
志願票は、各市町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出張所等で受領し
、提出すること。

徳島県告示第六百五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和二年十月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所						サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	種類	所在地	種類	指定年月日		
社会福祉法人圭和会	徳島市丈六町小谷四六番一	ヘルパーステーションきずな	徳島市丈六町小谷四六番一	訪問介護	同	訪問介護	令和二年十月一日		
特定非営利活動法人どりーまあサービス	同 末広二丁目一番八〇号	ひだまり訪問看護ステーション	同 国府町早淵三五・一サ	訪問看護	同	訪問看護	同		
医療法人青樹会	同 丈六町行正二七番地一	医療法人青樹会城南病院	同 丈六町行正二七番地一	居宅療養管理指導	同	居宅療養管理指導	同		
株式会社ツクイ	同 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目六番一号	ツクイ徳島田宮	同 北田宮一・七・一七	通所介護	同	通所介護	同		

社会福祉法人すだち会		
徳島市大原町大神子一九番		
余慶 ショートステイベクセル	ツクイ徳島西須賀	
同 大原町余慶一番地五	同 一八 西須賀町下中須八四	
活介護 短期入所生	同	
同	同	

徳島県告示第六百五十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和二年十月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
社会福祉法人圭和会	徳島市丈六町小谷四六番一	訪問看護ステーション きずな	徳島市丈六町小谷四六番一	介護予防訪問看護	令和二年十月 一日
特定非営利活動法人 どりーまあサービス	同 末広二丁目一番八〇号	ひだまり訪問看護ステ ーション	同 国府町早淵三五・一 サンシティ国府	同	同
医療法人青樹会	同 丈六町行正二七番地一	医療法人青樹会城南病 院	同 丈六町行正二七番地 一	介護予防居宅療養 管理指導	同
社会福祉法人すだち 会	同 大原町大神子一九番	ショートステイベクセ ル余慶	同 大原町余慶一番地五	介護予防短期入所 生活介護	同

徳島県告示第六百五十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和二年十月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

鳥獣保護区 の名称	区 域	面 積	存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針	
				指定区分	指 定 目 的
大麻山鳥獣保護区	鳴門市大麻町板東の大麻比古神社参道祓川橋北詰を起点とし、同所から板東谷川右岸を南西に約一〇〇メートル進み同神社第一駐車場南東側入口前の道路との交点に至り、同所から同道路を北西に進み県道徳島北灘線との交点に至り、同所から同県道を同市北灘町方面に進み卯辰越に至り、同所から稜線（りょうせん）を北東に進み大麻山山頂の奥宮峯神社に至り、同所から稜線を北東に進み林道西谷線との交点に至り、同所から同林道を南に進み中谷川と板東谷川との交点に至り、同所から同川右岸を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の地域	三二〇ヘクタール	令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで	森林鳥獣生息地	当地区は鳴門西部に位置し、大麻山県立自然公園に指定されている。南側山麓には阿波国・淡路国両国の総鎮守として位置づけられている大麻比古神社があり、多くの参拝客が集まるとともに、大麻山への登山者も多い。植生は、山頂付近は県内有数のアカガシ群落となっており、また中腹以下はかつてはアカマツ群落とされていたが、区域の大部分がマツクイムシ被害を受けて現在はクヌギ、コナラ等を中心とする二次林となっていて、野生鳥獣の生息環境として良好であると認められることから、鳥獣保護区に指定することにより、良好な鳥獣の生息環境を維持するとともに当該区域が県民が野生鳥獣にふれあう場となることを図るものである。

<p>植桜鳥獣保護区</p>	<p>吉野川市川島町桑村の県道神山川島線と市道新池尻一号線との交点を起点とし、同所から同市道を東に進み市道下山田・湯吸線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道平草一一号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道平草九号線との交点に至り、同所から同市道を南及び東に進み湯吸谷川に至り、同所から同川を南に進み県道植桜鴨島線との交点に至り、同所から同県道を北及び西に進み県道神山川島線との交点に至り、同所から同県道を一般国道一九二号方面に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>
<p>七七ヘクタール</p>	
<p>同</p>	
<p>身近な鳥獣生息地</p>	
<p>当該地区は、吉野川市川島町の大正池とその南側に位置する山林を中心とした保護区である。区域内には杉の植林地のほか、広葉樹なども多く見られる。大正池を含むいくつかの池と、一部に農地、宅地などが存在している。区域の北側は植桜公園や植桜生活環境保全林が整備されており、多くの地域住民が利用している。</p> <p>このようなことから、鳥獣保護区に指定することにより、良好な鳥獣の生息環境を維持するとともに当該区域において県民が野生鳥獣にふれあう場となることを図るものである。</p>	

徳島県告示第六百五十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

二 特定猟具使用禁止区域の名称、区域、面積及び存続期間

名称	区 域	面 積	存続期間
入田特定 猟具使用 禁止区域	徳島市入田町月ノ宮の入田春日橋北詰を起点とし、同所から市道入田春日橋線を南に進み県道神山鮎喰線との交点に至り、同所から同県道を西に進み同市と名西郡神山町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み県道神山国府線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	六五ヘクタール	令和二年十一月一日から令和七年十月三十一日まで
吉野川河口特定猟具使用禁止区域	徳島市東吉野町二丁目的一般国道一一号吉野川大橋南詰を起点とし、同所から県道徳島吉野線を西に進み新町川樋門に至り、同所から県道徳島鳴門線吉野川橋南詰から五本目の橋脚との見通し線を北東に進み同橋脚に至り、同所から吉野川大橋南詰から五本目の橋脚との見通し線を東に進み同橋脚に至り、同所から阿波しらすぎ大橋南詰から二本目の橋脚との見通し線を東に進み同橋脚に至り、同所から同橋東側にある吉野川中洲の北端との見通し線を北東に進み同所に至り、同所から吉野川右岸河口の河川管理区域境界標との見通し線を南東に進み同境界標に至り、同所から県道沖ノ洲埠頭線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	二六一ヘクタール	同
鮎喰川特定猟具使用禁止区域	徳島市不動本町一丁目の不動橋北詰を起点とし、同所から同橋を南に進み市道鮎喰北島田堤上線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み上鮎喰橋東詰に至り、同所から県道神山鮎喰線を南西に進み同市一宮町の鮎喰川に架かる水道橋の南詰に至り、同所から同水道橋を北に進み同水道橋北詰に至り、同所から県道鬼籠野国府線を北東に進み上鮎喰橋西詰に至り、同所から市道南岩延堤上線を北東に進み中鮎喰橋西詰に至り、同所から市道不動西堤上線を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	一九〇ヘクタール	同

<p>勝浦特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>勝浦郡勝浦町大字棚野の横瀬橋東詰を起点とし、同所から町道棚野立川線を南西に進み棚野ダム南端に至り、同所から同ダムを北に進み町道横瀬立川線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み坂本川右岸との交点に至り、同所から同右岸を西に進み坂本川橋西詰に至り、同所から県道徳島上那賀線を北西に進み町道横瀬与川内線との交点に至り、同所から同町道を東に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を東に進み横瀬橋西詰に至り、同所から県道新浜勝浦線を北及び東に進み同町大字沼江字今山の今宮神社前に至り、同所から同県道南側に接する今山谷川左岸を北東に進み勝浦川との合流点に至り、同所から同川左岸を北西に進み同町と徳島市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み県道徳島上那賀線との交点に至り、同所から同境界線を南及び西に進み町道生名中央線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>三七七 ヘクタ ール</p>	<p>同</p>
<p>藍住特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>板野郡上板町第十新田の旧吉野川に架かる樋門橋南詰を起点とし、同所から同川右岸を北東、北及び東に進みJR高德線との交点に至り、同所から同線を南に進み県道土成徳島線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道徳島北灘線四国三郎橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み吉野川左岸汀線との交点に至り、同所から同汀線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>二、〇 三〇ヘ クタ ール</p>	<p>同</p>
<p>宮川内容 川特定猟 具使用禁 止区域</p>	<p>板野郡板野町大寺の宮川内容川に架かる豊年橋南詰を起点とし、同所から同川右岸堤防を西に進み同郡上板町と阿波市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み同川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を東に進み下原樋門南詰に至り、同所から同樋門を北に進み町道五二七号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道三五七号線との交点に至り、同所から同町道を北及び北西に進み泉谷川に架かる赤鳥居橋西詰に至り、同所から町道二号線を東及び南東に進み日吉橋北詰に至り、同所から同堤防を北東に進み切原橋北詰に至り、同所から町道四号線を北に進み大山谷川に架かる八坂橋北詰に至り、同所から町道三九五号線を南東に進み同町と同郡板野町との境界線との交点に至り、同所から同堤防を東に進み唐ノ口谷川との交点に至り、同所から同川を北に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南東に進み同堤防との交点に至り、同所から同堤防を</p>	<p>五六ヘ クタ ール</p>	<p>同</p>

	<p>東に進み豊年橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>		
<p>那賀川・羽ノ浦特定猟具使用禁止区域</p>	<p>阿南市那賀川町中島の一般国道五五号バイパスと県道中島古庄線との交点を起点とし、同所から同県道を西に進み県道羽ノ浦福井線那賀川橋北詰に至り、同所から市道古毛古庄堤防線を西に進み県道勝浦羽ノ浦線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道岩脇公園二号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み羽ノ浦山並遊歩道の起点に至り、同所から同遊歩道を北に進み同市と小松島市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同バイパスとの交点に至り、同所から同バイパスを南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>一、五 六〇へ クター ル</p>	<p>同</p>
<p>阿南市平野部特定猟具使用禁止区域</p>	<p>阿南市上中町的那賀川橋南詰を起点とし、同所から県道富岡港南島線を東に進み同市辰巳町の同県道終点に至り、同所から防潮堤を南東及び南に進み派川那賀川河口左岸との交点に至り、同所から同左岸を西に進み桑野川左岸を経て同市横見町の同川を渡る水道管との交点に至り、同所から同水道管を南東に進み同川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北東に進み一般国道五五号桑野川大橋との交点に至り、同所から同橋を北に進み派川那賀川右岸との交点に至り、同所から同右岸を東に進み淡島海岸防潮堤（一部山裾）に至り、同所から同防潮堤（一部山裾）を南西に進み県道富岡港線に至り、同所から同県道を南東に進み市道除中林線との交点に至り、同所から同市道を中林方面に進み市道中林中線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道北の脇大浜線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道大浜中央線を経て北ノ脇海水浴場に至り、同所から同海水浴場の防潮堤を南西に進み同防潮堤の南端に至り、同所から歩道を西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道長浜大潟線との交点に至り、同所から同市道を南及び西に進み住吉神社に至り、同所から防潮堤を西に約六〇メートル進み答島港東岸壁との交点に至り、同所から同市津乃峰町と同市橘町との境界線を西に進み同国道との交点に至り、同所から同国道を北に進み県道津乃峰筒崎線との交点に至り、同所から同県道を西に進み同国道を経てJR牟岐線露田踏切に至り、同所から同線を北東に進み阿波橋駅を</p>	<p>三、六 〇〇へ クター ル</p>	<p>同</p>

	<p> 経て橋第一踏切に至り、同所から市道東分長浜線を西に進み津乃峰鳥獣保護区との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西及び西に進み津峯神社に至り、同所から同市見能林町と同市長生町との境界線を北に進み同町と同市宝田町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西及び北に進み桑野川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南西に進み長生橋に至り、同所から同橋を南に進み同川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西及び南に進み明谷橋東詰に至り、同所から同橋を西に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道西方下大野線との交点に至り、同所から同市道を西及び北に進み県道阿南勝浦線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道大井南島線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み熊谷川との交点に至り、同所から同川を北及び西に進み那賀川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北に進み畑田川との交点に至り、同所から同川を北東に進み水路との交点に至り、同所から同水路を北東に進み県道阿南勝浦線との交点に至り、同所から市道那賀川堤上線を東に進み県道大井南島線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域 </p>		
<p> 宇井谷・桑野谷特定猟具使用禁止区域 </p>	<p> 阿南市新野町廿枝の県道羽ノ浦福井線と県道阿南相生線との交点を起点とし、同所から同県道を西に進み県道山口鉦打線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道廿枝重友線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み桑野川右岸との交点に至り、同所から同右岸を北西及び東に進み一般国道一九五号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域 </p>	<p> 四四三 ヘクタ ール </p>	<p> 同 </p>
<p> 牟岐・灘特定猟具使用禁止区域 </p>	<p> 海部郡牟岐町大字橋のJR牟岐線辺川駅を起点とし、同所から町道辺川駅前線を東に進み町道小松線との交点に至り、同所から同町道を北に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み標柱（徳島県公安委員会牟岐署管理）に至り、同所から北東に入る道を進み谷に至り、同所から同谷を南及び西に進み町道なぎ線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道辺川二号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道辺川一号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道横瀬二号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道横瀬一号線との交点に至り、同 </p>	<p> 五六五 ヘクタ ール </p>	<p> 同 </p>

<p>脇町・岩倉特定猟具使用禁止区域</p>	
<p>美馬市脇町野村の県道鳴門池田線と野村谷川との交点（野村谷橋）を起点とし、同所から同川を北に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東に進み県道大谷脇町線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道脇町五</p>	<p>所から同町道を北西に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を西に進み牟岐橋東詰に至り、同所から町道川長線を南に進み町道大坪線との交点に至り、同所から同町道を東に進み北側の山道との交点に至り、同所から同山道を東及び南に進み町道市宇谷二号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道市宇谷一号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み山道との交点に至り、同所から同山道を南東に進み県道日和佐牟岐線（旧南阿波サンライン）との交点に至り、同所から同県道を北東に進み第四展望台を経て谷との交点に至り、同所から同谷を南に進み海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を西に進み小張崎を経て家谷造船所に至り、同所から漁港突堤を西に進み対岸の突堤を経て皆谷の同国道内妻大橋に至り、同所から同国道を北東に進み町道大谷一号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み山道との交点に至り、同所から同山道を西に進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を西に進みJR山田トンネル上の標高一三七メートルの地点に至り、同所から稜線を西に進み四国電力送電線甲浦支線ナンバー七鉄塔に至り、同所から送電線を北東に進み町道不動前一号線との交点に至り、同所から同町道を北西及び北東に進み町道大山二号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道奥前線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み百々観音に向かう山道との交点に至り、同所から同山道を北西及び北東に進み谷との交点に至り、同所から同谷を南東に進み正観寺に至る山道との交点に至り、同所から同山道を南東に進み正観寺天照殿を経て天照殿横に至り、同所から杉谷ハイツ西側の同送電線甲浦支線ナンバー四鉄塔との見通し線を南東に進み同鉄塔に至り、同所から送電線を北東に進み海部老人ホーム南の稜線上の同送電線甲浦支線ナンバー二鉄塔に至り、同所から同老人ホーム北側の稜線上の貯水タンクとの見通し線を北に進み同貯水タンクに至り、同所から稜線を北に進み同町大字中村と同町大字川長との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進みJR牟岐線との交点に至り、同所から同線を北及び北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>
<p>一、二、七、四、七、四、一</p>	
<p>同</p>	

	<p>号線との交点（大谷川橋西詰）に至り、同所から同市道を東に進み市道脇町一七号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道脇一八号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道脇町二八一号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道脇町曾江線との交点に至り、同所から同市道を北に進み一般国道一九三号との交点に至り、同所から同国道を南に進み市道脇町五二〇号線との交点（上曾江谷橋西詰）に至り、同所から同市道を南東に進み同市と阿波市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み同国道との交点に至り、同所から同国道を南に進み吉野川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>		
<p>大川持特定猟具使用禁止区域</p>	<p>三好市山城町大川持の一般国道三二号と一般国道三一九号との交点を起点とし、同所から同国道を西に進み青雲橋との交点に至り、同所から同橋を北に進み銅山川左岸との交点に至り、同所から同左岸を西に一四〇メートル進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を北東に進み林道大川持線との交点に至り、同所から同林道を東に進み市道大川持五号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大川持一号線との交点に至り、同市道を東に進み市道大門川口線との交点に至り、同所から同市道を北西及び北東に進み市道大川持明神線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大門川口線との交点に至り、同所から対岸稜線突端への見通し線を南東に進み一般国道三二号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>二五へクタール</p>	<p>同</p>
<p>池田特定猟具使用禁止区域</p>	<p>三好市井川町西井川の一般国道一九二号と一般国道三二号との交点（四国中央橋南詰）を起点とし、同所から同国道を西に進み市道細野板野線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道野呂内三縄停車場線との交点に至り、同所から同県道を南に進み市道漆川橋大和線との交点に至り、同所から同市道を南に進み同国道との交点（祖谷口橋南詰）に至り、同所から同国道を北に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を西に進み県道白地州津線との交点に至り、同所から同県道を東に進み一般国道三二号との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円</p>	<p>三八二ヘクタール</p>	<p>同</p>

	滝久保特 定猟具使 用禁止区 域	吹特定猟 具使用禁 止区域
の区域及び同市池田町白地の白地牧場の外周にある有刺鉄線 に囲まれた区域	三好郡東みよし町東山字滝久保の町道岸上滝久保線と松葉 谷との交点（指出橋）を起点とし、同所から同谷を北西に進 み滝久保谷川支流との交点に至り、同所から同川支流を北東 に進み林道男山滝久保線との交点に至り、同所から同林道を 南東に進み町道男山滝久保中線との交点に至り、同所から同 町道を南に進み町道岸上滝久保線との交点に至り、同所から 同町道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	三好市井川町井内東の県道大利辻線と影谷との交点を起点 とし、同所から同谷を東に進み農道檜山吹線との交点に至り 、同所から同農道を南西に進み農道吹正夫線との交点に至り 、同所から同農道を東に進み正夫谷との交点に至り、同所か ら同谷を西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を 北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域
	六二へ クター ル	七〇へ クター ル
	同	同

徳島県告示第六百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

桑野西部土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	陶久泰臣		阿南市山口町内田八九
同	木内正巳		北山八七
同	神野武重		蓮花寺六三
同	吉田稔		大久保一七
同	露口秀昭		一七七
同	山川聡		蓮花寺四三
同	新居俊明		杉谷一四二
同	山川和也		内田七八
同	岡花喜久雄	岡花喜久雄	桑野町大谷六六
同	桑田治茂	桑田治茂	山路四七
同		坂本正信	山口町北山五四
同		工藤由高	蓮花寺三四
同		陶久敏郎	内田二〇
同		森本茂宏	大久保九〇一
同		霜田亜由美	一八三
同		森岡敏昭	北山七六一二
同		神野浩規	杉谷一五二三
同		小川幸子	元長一四〇
監事	濱田行雄		内田一九一一
同	霜田隆		大久保八六
同	久田宏和		北山五二
同		朝田晴夫	七七
同		松田良広	大久保八九
同		朝田増夫	杉谷五六

徳島県告示第六百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十月三十日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称 阿波市土成町	認可年月日
御所土地改良区	令和二年十月十三日

徳島県告示第六百五十九号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年十月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美馬市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第六百六十号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年十月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美馬市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美馬市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第六百六十一号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年十月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
那賀郡那賀町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第六百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和二年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

129	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
I	津田インタ	徳島市津田海岸町一二一 五番一七七地先	同	旧	一六・七〇・七 一六・七〇・七	三六・八 三六・八
				新	一六・七〇・四 一六・七〇・四	三六・八 三六・八

徳島県告示第六百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和二年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

141	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
阿南	大林那賀川	阿南市住吉町西畷三六番 七地先から 同 那賀川町中島一七 一四番三地先まで	同	旧	四・〇〇～一六・一	五四〇・〇
				新	六・〇〇～一六・五	五四〇・〇

徳島県告示第六百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和二年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

191	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
富岡港南島		阿南市住吉町西畷二六番 七地先から 同 那賀川町中島一七 一四番三地先まで	同	新	六・〇〇～一六・五	五四〇・〇
				旧	四・〇〇～一六・一	五四〇・〇

徳島県告示第六百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和二年十月三十日から二週間一般の縦覧に縦覧に供する。

令和二年十月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

282	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
大井南島		阿南市吉井町地神北三八 番一、二地先から 同 楠根町南原六〇番 一地先まで	同	旧	四・八〇・八・六	五〇〇・〇
				新	六・九〇・一三・三	五〇〇・〇

徳島県告示第六百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和二年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

287	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
茂前 福井 椿泊 加		阿南市椿町瀬井二九番一 地先から 同 宮ヶ谷二番一 地先まで 同		新 旧	六・八〇五六・七 四・二丁三六・三	五八〇・〇 五八〇・〇

徳島県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和二年十月三十日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党徳島県 総支部連合会	庄野昌彦	増田秀司	徳島市昭和町三丁目一・二		令和二年 十月八日

徳島県選挙管理委員会告示第六十三号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
令和二年十月三十日

政党の支部

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
国民民主党徳島県総支部連合会	庄野昌彦	令和二年九月十一日
国民民主党徳島県第1区総支部	庄野昌彦	令和二年九月十一日
国民民主党徳島県第2区総支部	黒崎章	令和二年九月十一日
立憲民主党徳島県連合	武内則男	令和二年九月十四日

徳島県選挙管理委員会告示第六十四号

徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十月三十日

徳島県選挙管理委員会 委員長 芝山日出高

徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示

徳島県公職選挙運動等管理規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の二第一項中「公職の候補者が、」を削り、「申請をしようとするときは、別記第二十六号様式の申請書に、県委員会が交付する別記第二十七号様式に準じて調製した原稿用紙に記載した掲載文一通及び写真一枚を添えてしなければならない」を「申請は、別記第二十六号様式の申請書によるものとする」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。

一 別記第二十七号様式に準じて調製した原稿用紙（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下「原稿用紙」という。）に記載し、又は記録した掲載文一通

二 裏面に党派名及び氏名を記載した手札型の上半身像の写真（電磁的記録による掲載文を添付するときは、当該掲載文を記録した原稿用紙に記録したもの）一枚

第五十条第一項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に、「前条第一項」を「前条第二項第二号」に改める。

第五十条の二中「記載しよう」とを「記載し、又は記録しよう」とに、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第五十一条第一項中「記載した掲載文」を「記載し、若しくは記録した掲載文」に、「あつたとき、又は記載した文字」を「あつた場合又は掲載文に記載し、若しくは記録した文字」に、「当該文字の記載」を「期限を定めて、当該掲載文の記載又は記録」に、「あるものとする」を「できる」に改め、同条第二項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に改める。

第五十二条第一項中「第四十九条の二第一項」を「第四十九条の二第二項」に改め、「写真製版により」及び「ただし書を削る」。

第五十三条第一項中「修正しようとするときは」の下に「原稿用紙に」を加え、「記載し直した」を「記載し直し、又は記録し直した」に改める。

第六十条中「第六項」を「第八項」に改める。

第六十一条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第七十五条第六項」を「第七十五条第八項」に改める。

第六十三条第一項中「第六項」を「第八項」に改める。

第二十九号様式のその一・Aの備考第一号及び同様式のその一・Bの備考第一号中「第五項及び第六項」を「第六項及び第八項」に改め、同様式のその三・Aの備考第一号及び同様式のその三・Bの備考第一号中「第五項」を「第六項」に改める。

附 則

この告示は、令和二年十月三十日から施行する。

徳島県選挙管理委員会告示第六十五号

徳島県公職選挙事務処理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十月三十日

徳島県選挙管理委員会 委員長 芝山日出高

徳島県公職選挙事務処理規程の一部を改正する告示

徳島県公職選挙事務処理規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「第二十二條第二項」を「第二十二條第三項」に改める。

別表第八の二中「指定関係投票区」を「指定関係投票区等」に、「第二十六條第二項」を「第二十六條第三項」に改める。

別記第二十四号様式中「生年月日」を「年齢」に改める。

別記第五十二号様式の二中「指定関係投票区」を「指定関係投票区等」に改める。

別記第五十二号様式の三中「第26条第2項」を「第26条第3項」に改める。

別記第五十二号様式の四中「指定関係投票区」を「指定関係投票区等」に、「第26条第2項」を「第26条第3項」に改める。

附則

この告示は、令和二年十月三十日から施行する。